

議案第 73 号

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（令和 7 年板橋区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項にお
いて準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象
性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性
暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）
第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条におい
て同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳
幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接
する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境
の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（
同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な
措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防

止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加える必要がある。